

宇部市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるため、宇部市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議、各専門部会の代表者及び事務局、社会福祉協議会及び基幹相談支援センターからなる事務局会議並びに関係機関の実務担当者からなる実務者会議を組織する。

2 代表者会議の委員は20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 別表1に定める関係団体等の役職員
- (2) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会の事務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の情報と課題に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) その他（障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定並びにその具体化に向けた協議等）
- 2 代表者会議は会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局会議)

第5条 事務局会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 専門部会の情報共有及び課題の集約や整理分析に関すること。
- (2) 地域課題の検証及び代表者会議への提案に関すること。
- (3) 地域課題の解決のための検討に関すること。
- (4) その他（ワーキングチームの設置 等）

(実務者会議)

第6条 実務者会議に専門部会を置き、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の情報と課題の共有に関すること。
- (3) その他（社会資源の発掘 等）
- 2 専門部会は、実情に応じ隨時開催するものとする。
- 3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、専門部会にワーキングチームを置くことができる。

(代表者会議の委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

| No | 区分 | 選出団体 |
|-------|-----------|------------------|
| 1 | 学識経験者 | 宇部フロンティア大学 |
| 2 | 〃 | 宇部市障害者ケア協議会 |
| 3 | 障害当事者団体 | 宇部市身体障害者団体連合会 |
| 4 | 〃 | 特定非営利活動法人むつみ会 |
| 5 | 〃 | 在宅障害児・者と家族を支援する会 |
| 6 | 福祉団体 | 宇部市民生児童委員協議会 |
| 7 | 相談支援事業者 | 社会福祉法人神原苑（神原苑） |
| 8 | 〃 | ※現時点未定（公募中） |
| 9～10 | 福祉サービス事業者 | ※市内2事業者を市が選出 |
| 11 | 保健・医療 | 宇部市医師会 |
| 12 | 〃 | 山口県立こころの医療センター |
| 13 | 教育 | 山口県立宇部総合支援学校 |
| 14 | 就労支援 | 宇部公共職業安定所 |
| 15～18 | 専門部会 | 各専門部会の代表者 |
| 19 | 市民代表 | 一般公募 |

